

紀美野町国民保護計画の見直し (新旧対照表)

平成28年10月20日

紀美野町国民保護協議会

	旧	新																																																																		
P1	第1編 総論	第1編 総論																																																																		
	第1章総論【略】	第1章総論【略】																																																																		
P3	第2章 国民保護措置に関する基本方針	第2章 国民保護措置に関する基本方針																																																																		
	(1)～(6)【略】	(1)～(6)【略】																																																																		
	(7) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施	(7) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施																																																																		
	町は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者 <u>その他特に配慮を要する者（病人、乳幼児、日本語を使えない外国人等）</u> の保護について留意する。	町は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者 <u>その他特に配慮を要する者（病人、乳幼児、日本語でのコミュニケーションが困難な外国人等）（以下、「要配慮者」という。）</u> の保護について留意する。																																																																		
P4	第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等【略】	第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等【略】																																																																		
P7	第4章 町の地理的、社会的特徴	第4章 町の地理的、社会的特徴																																																																		
	(1) 位置【略】	(1) 位置【略】																																																																		
	(2) 面積	(2) 面積																																																																		
	本町の面積は、 <u>128.01km²（旧野上町：38.56km²、旧美里町：89.45km²）</u> で、和歌山県の面積の約2.7%を占めている。土地利用状況は、森林が96.30km ² で総面積の75%を占め、農地は10%程度である。	本町の面積は、 <u>128.34km²</u> で、和歌山県の面積の約2.7%を占めている。土地利用状況は、森林が96.30km ² で総面積の75%を占め、農地は10%程度である。																																																																		
	(3)～(4)【略】	(3)～(4)【略】																																																																		
	(5) 人口分布	(5) 人口分布																																																																		
	本町の人口は <u>11,643人</u> 、世帯数は <u>4,142世帯</u> で1世帯あたりの人員は <u>2.81人</u> である。また、年齢階層別人口は、年少人口（0～14歳）が総人口の <u>9.8%</u> 、生産年齢人口（15～64歳）が総人口の <u>55.0%</u> と減少が著しい。一方、高齢者人口（65歳以上）は総人口の <u>35.2%</u> と大幅に増加している。このように、本町においては全国平均（ <u>20.1%</u> ）、和歌山県平均（ <u>24.1%</u> ）に比しても高く、高齢化、核家族化の傾向が顕著である。	本町の人口は <u>10,391人</u> 、世帯数は <u>3,971世帯</u> で1世帯あたりの人員は <u>2.62人</u> となっている（平成22年国勢調査）。また、年齢階層別人口は、年少人口（0～14歳）が総人口の <u>8.45%</u> 、生産年齢人口（15～64歳）が総人口の <u>52.68%</u> と共に大きく減少している。その反面、高齢者人口（65歳以上）は、総人口の <u>38.87%</u> と大幅に増加しており、 <u>全国平均（23.01%）、和歌山県平均（27.26%）と比較しても非常に高い割合となっている。そのことから、当町の人口動態は少子高齢化が顕著であるといえる。</u>																																																																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">総人口</th> <th colspan="3">年齢階層別人口（総人口比）</th> <th rowspan="2">世帯数 (1世帯あたり人員)</th> </tr> <tr> <th>0～14歳</th> <th>15～64歳</th> <th>65歳以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成12年</td> <td>12,387人</td> <td>1,369人</td> <td>6,982人</td> <td>4,036人</td> <td>4,220世帯</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>-11.10%</td> <td>-56.40%</td> <td>-32.60%</td> <td>(2.94人)</td> </tr> <tr> <td>平成17年</td> <td>11,643人</td> <td>1,146人</td> <td>6,403人</td> <td>4,094人</td> <td>4,142世帯</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>-9.80%</td> <td>-55.00%</td> <td>-35.20%</td> <td>(2.81人)</td> </tr> </tbody> </table>		総人口	年齢階層別人口（総人口比）			世帯数 (1世帯あたり人員)	0～14歳	15～64歳	65歳以上	平成12年	12,387人	1,369人	6,982人	4,036人	4,220世帯			-11.10%	-56.40%	-32.60%	(2.94人)	平成17年	11,643人	1,146人	6,403人	4,094人	4,142世帯			-9.80%	-55.00%	-35.20%	(2.81人)	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">総人口</th> <th colspan="3">年齢階層別人口（総人口比）</th> <th rowspan="2">世帯数 (1世帯あたり人員)</th> </tr> <tr> <th>0～14歳</th> <th>15～64歳</th> <th>65歳以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成17年</td> <td>11,643人</td> <td>1,146人</td> <td>6,403人</td> <td>4,094人</td> <td>4,142世帯</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>9.80%</td> <td>55.00%</td> <td>35.20%</td> <td>(2.81人)</td> </tr> <tr> <td>平成22年</td> <td>10,391人</td> <td>878人</td> <td>5,474人</td> <td>4,039人</td> <td>3,971世帯</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>8.45%</td> <td>52.68%</td> <td>38.87%</td> <td>(2.62人)</td> </tr> </tbody> </table>		総人口	年齢階層別人口（総人口比）			世帯数 (1世帯あたり人員)	0～14歳	15～64歳	65歳以上	平成17年	11,643人	1,146人	6,403人	4,094人	4,142世帯			9.80%	55.00%	35.20%	(2.81人)	平成22年	10,391人	878人	5,474人	4,039人	3,971世帯			8.45%	52.68%	38.87%	(2.62人)
	総人口			年齢階層別人口（総人口比）				世帯数 (1世帯あたり人員)																																																												
		0～14歳	15～64歳	65歳以上																																																																
平成12年	12,387人	1,369人	6,982人	4,036人	4,220世帯																																																															
		-11.10%	-56.40%	-32.60%	(2.94人)																																																															
平成17年	11,643人	1,146人	6,403人	4,094人	4,142世帯																																																															
		-9.80%	-55.00%	-35.20%	(2.81人)																																																															
	総人口	年齢階層別人口（総人口比）			世帯数 (1世帯あたり人員)																																																															
		0～14歳	15～64歳	65歳以上																																																																
平成17年	11,643人	1,146人	6,403人	4,094人	4,142世帯																																																															
		9.80%	55.00%	35.20%	(2.81人)																																																															
平成22年	10,391人	878人	5,474人	4,039人	3,971世帯																																																															
		8.45%	52.68%	38.87%	(2.62人)																																																															
	(6) 道路の位置等【略】	(6) 道路の位置等【略】																																																																		
	(7) バスの状況	(7) バスの状況																																																																		
	大十バス(株)の路線バスが運行しており、 <u>わかやま電鉄貴志駅まで約17分</u> 、JR西日本海南駅まで約30分で連絡している。その他、交通弱者及び高齢者等が安心して町内の公共機関及び病院等に行けるよう町内にコミュニティバスを運行し、利便性の向上を図っている。	<u>紀美野町の公共交通機関は、大十バス(株)が和歌山市駅まで路線バスを運行しており、隣市の海南駅（JR西日本）に約30分で連絡している。</u> その他、交通弱者及び高齢者等が安心して町内の公共機関及び病院等に行けるよう町内にコミュニティバスを運行し、利便性の向上を図っている。																																																																		

	旧	新																
P8	<p>第5章 町国民保護計画が対象とする事態</p> <p>第1 武力攻撃事態等及び緊急処理事態【略】</p> <p>1 武力攻撃事態等及び緊急処理事態【略】</p> <p>2 緊急処理事態</p> <p>(1) 緊急処理事態とは武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日、対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、<u>国民の生命、身体及び財産を保護するため</u>、国家として緊急に対</p> <p>(2) 【略】</p>	<p>第5章 町国民保護計画が対象とする事態</p> <p>第1 武力攻撃事態等及び緊急処理事態【略】</p> <p>1 武力攻撃事態等及び緊急処理事態【略】</p> <p>2 緊急処理事態</p> <p>(1) 緊急処理事態とは武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日、対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要な事態をいう。</p> <p>(2) 【略】</p>																
P11	第2 武力攻撃事態及び緊急処理事態の生起の可能性【略】	第2 武力攻撃事態及び緊急処理事態の生起の可能性【略】																
P12	<p>第3 攻撃目標として考えられる施設</p> <p>1 【略】</p> <p>2 県国民保護計画で想定されている施設のうち、本町に所在するのは次の施設である。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>名 称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 県等関係施設</td> <td>海草振興局建設部海南工事事務所紀美野駐在和歌山県動物愛護センター</td> </tr> <tr> <td>(4) 空港・港湾・大量集客施設等の公共的施設</td> <td>野上厚生総合病院、<u>美里温泉かじか荘</u>、介護老人福祉施設やすらぎ園、紀美野町文化センター、紀美野町中央公民館、<u>紀美野町民会館</u>、紀美野町農村総合センター、<u>紀美野町野上勤労者体育センター</u>、紀美野町セミナーハウス未来塾、星の動物園（みさと天文台）</td> </tr> <tr> <td>(5) 発電所・ダム等の生活関連等施設</td> <td>山田ダム</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	名 称	(1) 県等関係施設	海草振興局建設部海南工事事務所紀美野駐在和歌山県動物愛護センター	(4) 空港・港湾・大量集客施設等の公共的施設	野上厚生総合病院、 <u>美里温泉かじか荘</u> 、介護老人福祉施設やすらぎ園、紀美野町文化センター、紀美野町中央公民館、 <u>紀美野町民会館</u> 、紀美野町農村総合センター、 <u>紀美野町野上勤労者体育センター</u> 、紀美野町セミナーハウス未来塾、星の動物園（みさと天文台）	(5) 発電所・ダム等の生活関連等施設	山田ダム	<p>第3 攻撃目標として考えられる施設</p> <p>1 【略】</p> <p>2 県国民保護計画で想定されている施設のうち、本町に所在するのは次の施設である。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>名 称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 県等関係施設</td> <td>海草振興局建設部海南工事事務所紀美野駐在和歌山県動物愛護センター</td> </tr> <tr> <td>(4) 空港・港湾・大量集客施設等の公共的施設</td> <td>野上厚生総合病院、<u>美里の湯かじか荘</u>、介護老人福祉施設やすらぎ園、紀美野町文化センター、紀美野町中央公民館、紀美野町農村総合センター、<u>紀美野町スポーツ公園体育館</u>、紀美野町セミナーハウス未来塾、星の動物園（みさと天文台）</td> </tr> <tr> <td>(5) 発電所・ダム等の生活関連等施設</td> <td>山田ダム</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	名 称	(1) 県等関係施設	海草振興局建設部海南工事事務所紀美野駐在和歌山県動物愛護センター	(4) 空港・港湾・大量集客施設等の公共的施設	野上厚生総合病院、 <u>美里の湯かじか荘</u> 、介護老人福祉施設やすらぎ園、紀美野町文化センター、紀美野町中央公民館、紀美野町農村総合センター、 <u>紀美野町スポーツ公園体育館</u> 、紀美野町セミナーハウス未来塾、星の動物園（みさと天文台）	(5) 発電所・ダム等の生活関連等施設	山田ダム
種 別	名 称																	
(1) 県等関係施設	海草振興局建設部海南工事事務所紀美野駐在和歌山県動物愛護センター																	
(4) 空港・港湾・大量集客施設等の公共的施設	野上厚生総合病院、 <u>美里温泉かじか荘</u> 、介護老人福祉施設やすらぎ園、紀美野町文化センター、紀美野町中央公民館、 <u>紀美野町民会館</u> 、紀美野町農村総合センター、 <u>紀美野町野上勤労者体育センター</u> 、紀美野町セミナーハウス未来塾、星の動物園（みさと天文台）																	
(5) 発電所・ダム等の生活関連等施設	山田ダム																	
種 別	名 称																	
(1) 県等関係施設	海草振興局建設部海南工事事務所紀美野駐在和歌山県動物愛護センター																	
(4) 空港・港湾・大量集客施設等の公共的施設	野上厚生総合病院、 <u>美里の湯かじか荘</u> 、介護老人福祉施設やすらぎ園、紀美野町文化センター、紀美野町中央公民館、紀美野町農村総合センター、 <u>紀美野町スポーツ公園体育館</u> 、紀美野町セミナーハウス未来塾、星の動物園（みさと天文台）																	
(5) 発電所・ダム等の生活関連等施設	山田ダム																	
P13	<p>第2編 平素からの備えや予防</p> <p>第1章 組織・体制の整備等</p> <p>第1 町における組織・体制の整備【略】</p> <p>1 町の各課等における平素の業務【略】</p> <p>町の各課等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、各課等が連携し、その準備に係る業務を行う。 〈町の各部における平素の業務〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課</th> <th>平 素 の 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>防災課</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 国民保護に関する業務の総括、各部課室間の調整、企画立案等に関すること。 国民保護協議会の運営に関すること。 国民保護対策本部体制の整備に関すること。 避難実施要領のパターン作成及び伝達方法に関すること。 国民保護措置についての訓練に関すること。 国民保護措置に関する職員及び住民への啓発に関すること。 <u>町が管理する生活関連等施設の安全確保に必要な措置の総括に関すること。</u> 自主防災組織への必要な支援に関すること。 特殊標章等の管理、交付等に関すること。 </td> </tr> <tr> <td><u>総務課</u> <u>総務室</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達体制の整備に関すること。 安否情報の収集体制の整備に関すること。 情報の収集及び提供体制の整備に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table>	課	平 素 の 業 務	<u>防災課</u>	<ul style="list-style-type: none"> 国民保護に関する業務の総括、各部課室間の調整、企画立案等に関すること。 国民保護協議会の運営に関すること。 国民保護対策本部体制の整備に関すること。 避難実施要領のパターン作成及び伝達方法に関すること。 国民保護措置についての訓練に関すること。 国民保護措置に関する職員及び住民への啓発に関すること。 <u>町が管理する生活関連等施設の安全確保に必要な措置の総括に関すること。</u> 自主防災組織への必要な支援に関すること。 特殊標章等の管理、交付等に関すること。 	<u>総務課</u> <u>総務室</u>	<ul style="list-style-type: none"> 住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達体制の整備に関すること。 安否情報の収集体制の整備に関すること。 情報の収集及び提供体制の整備に関すること。 	<p>第2編 平素からの備えや予防</p> <p>第1章 組織・体制の整備等</p> <p>第1 町における組織・体制の整備【略】</p> <p>1 町の各課等における平素の業務【略】</p> <p>町の各課等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、各課等が連携し、その準備に係る業務を行う。 〈町の各部における平素の業務〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課</th> <th>平 素 の 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>総務課</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 国民保護に関する業務の総括、各部課室間の調整、企画立案等に関すること。 国民保護協議会の運営に関すること。 国民保護対策本部体制の整備に関すること。 避難実施要領のパターン作成及び伝達方法に関すること。 国民保護措置についての訓練に関すること。 国民保護措置に関する職員及び住民への啓発に関すること。 自主防災組織への必要な支援に関すること。 特殊標章等の管理、交付等に関すること。 住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達体制の整備に関すること。 安否情報の収集体制の整備に関すること。 情報の収集及び提供体制の整備に関すること。 住民への広報体制の整備に関すること。 通信連絡体制の整備に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table>	課	平 素 の 業 務	<u>総務課</u>	<ul style="list-style-type: none"> 国民保護に関する業務の総括、各部課室間の調整、企画立案等に関すること。 国民保護協議会の運営に関すること。 国民保護対策本部体制の整備に関すること。 避難実施要領のパターン作成及び伝達方法に関すること。 国民保護措置についての訓練に関すること。 国民保護措置に関する職員及び住民への啓発に関すること。 自主防災組織への必要な支援に関すること。 特殊標章等の管理、交付等に関すること。 住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達体制の整備に関すること。 安否情報の収集体制の整備に関すること。 情報の収集及び提供体制の整備に関すること。 住民への広報体制の整備に関すること。 通信連絡体制の整備に関すること。 						
課	平 素 の 業 務																	
<u>防災課</u>	<ul style="list-style-type: none"> 国民保護に関する業務の総括、各部課室間の調整、企画立案等に関すること。 国民保護協議会の運営に関すること。 国民保護対策本部体制の整備に関すること。 避難実施要領のパターン作成及び伝達方法に関すること。 国民保護措置についての訓練に関すること。 国民保護措置に関する職員及び住民への啓発に関すること。 <u>町が管理する生活関連等施設の安全確保に必要な措置の総括に関すること。</u> 自主防災組織への必要な支援に関すること。 特殊標章等の管理、交付等に関すること。 																	
<u>総務課</u> <u>総務室</u>	<ul style="list-style-type: none"> 住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達体制の整備に関すること。 安否情報の収集体制の整備に関すること。 情報の収集及び提供体制の整備に関すること。 																	
課	平 素 の 業 務																	
<u>総務課</u>	<ul style="list-style-type: none"> 国民保護に関する業務の総括、各部課室間の調整、企画立案等に関すること。 国民保護協議会の運営に関すること。 国民保護対策本部体制の整備に関すること。 避難実施要領のパターン作成及び伝達方法に関すること。 国民保護措置についての訓練に関すること。 国民保護措置に関する職員及び住民への啓発に関すること。 自主防災組織への必要な支援に関すること。 特殊標章等の管理、交付等に関すること。 住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達体制の整備に関すること。 安否情報の収集体制の整備に関すること。 情報の収集及び提供体制の整備に関すること。 住民への広報体制の整備に関すること。 通信連絡体制の整備に関すること。 																	

旧		新	
	<ul style="list-style-type: none"> ・住民への広報体制の整備に関する事。 ・通信連絡体制の整備に関する事。 		<ul style="list-style-type: none"> ・<u>食品等の備蓄に関する事。</u> ・<u>所管施設の安全対策に関する事。</u>
企画管財課	<ul style="list-style-type: none"> ・物資及び資材の備蓄・調達体制の整備に関する事。 	企画管財課	<ul style="list-style-type: none"> ・物資及び資材の備蓄・調達体制の整備に関する事。 ・<u>町が管理する生活関連等施設の安全確保に必要な措置の総括に関する事。</u>
税務課 税務室	<ul style="list-style-type: none"> ・被害調査体制の整備に関する事。 	会計課	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>避難者の状況把握に関する事。</u>
保健福祉課 保健福祉室	<ul style="list-style-type: none"> ・食品等の備蓄に関する事。 ・医薬品等の供給体制の整備に関する事。 ・医療関係機関との連絡体制の整備に関する事。 ・保育園児の安全確保及び避難体制の整備に関する事。 ・福祉関係施設入所者及び在宅<u>災害時要援護者</u>に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達体制の整備に関する事。 ・高齢者、障害者等<u>災害時要援護者</u>の安全確保及び支援体制の整備に関する事。 ・ボランティア団体への必要な支援に関する事。 ・所管施設の安全対策に関する事。 	税務課	<ul style="list-style-type: none"> ・被害調査体制の整備に関する事。
住民課 住民室	<ul style="list-style-type: none"> ・医療、医薬品等の供給体制の整備に関する事。 ・避難施設の運営体制の整備に関する事。 ・廃棄物処理体制の整備に関する事。 ・所管施設の安全対策に関する事。 	保健福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・医薬品等の供給体制の整備に関する事。 ・医療関係機関との連絡体制の整備に関する事。 ・保育園児等の安全確保及び避難体制の整備に関する事。 ・福祉関係施設入所者及び<u>要配慮者</u>に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達体制の整備に関する事。 ・<u>要配慮者</u>の安全確保及び支援体制の整備に関する事。 ・ボランティア団体への必要な支援に関する事。 ・所管施設の安全対策に関する事。
産業課 産業室	<ul style="list-style-type: none"> ・商工、観光、農林畜水産施設の安全対策に関する事。 	住民課 住民室	<ul style="list-style-type: none"> ・医療、医薬品等の供給体制の整備に関する事。 ・避難施設の運営体制の整備に関する事。 ・廃棄物処理体制の整備に関する事。 ・所管施設の安全対策に関する事。
建設課 建設室	<ul style="list-style-type: none"> ・物資及び資材の備蓄等に関する事。 ・応急復旧体制の整備に関する事。 ・所管施設の安全対策に関する事。 ・ヘリポート用地の確保に関する事。 	産業課	<ul style="list-style-type: none"> ・商工、観光、農林畜水産施設の安全対策に関する事。 ・<u>物資の輸送対策に関する事。</u> ・<u>所管施設の安全対策に関する事。</u>
総務学事課 学事・生涯学習室	<ul style="list-style-type: none"> ・避難施設の運営体制の整備に関する事。 ・児童・生徒の安全確保及び避難体制の整備に関する事。 ・応急教育の確保体制の整備に関する事。 ・文化財の安全対策に関する事。 	建設課 建設室	<ul style="list-style-type: none"> ・物資及び資材の備蓄等に関する事。 ・応急復旧体制の整備に関する事。 ・ヘリポート用地の確保に関する事。 ・所管施設の安全対策に関する事。
生涯学習課 学事・生涯学習室	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の安全対策に関する事。 ・施設利用者の安全確保及び避難体制の整備に関する事。 	教育課 生涯学習室	<ul style="list-style-type: none"> ・避難施設の運営体制の整備に関する事。 ・児童・生徒の安全確保及び避難体制の整備に関する事。 ・応急教育の確保体制の整備に関する事。 ・文化財の安全対策に関する事。 ・施設利用者の安全確保及び避難体制の整備に関する事。 ・<u>所管施設の安全対策に関する事。</u>
地籍調査課	<ul style="list-style-type: none"> ・輸送体制の整備に関する事。 	建設室	<ul style="list-style-type: none"> ・輸送体制の整備に関する事。 ・<u>支所管内の相互応援に関する事。</u>
水道課 水道室	<ul style="list-style-type: none"> ・給水体制の整備に関する事。 ・水道施設の安全対策に関する事。 	まちづくり課 住民室	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>支所管内の情報の収集及び提供体制の整備に関する事。</u> ・<u>国民保護措置に関する職員及び住民への啓発に関する事。</u> ・<u>通信連絡体制の整備に関する事。</u> ・<u>支所管内の相互応援に関する事。</u> ・<u>所管施設の安全対策に関する事。</u>
議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・町議会議員との連絡体制の整備に関する事。 	水道課	<ul style="list-style-type: none"> ・給水体制の整備に関する事。 ・水道施設の安全対策に関する事。
消防本部 消防署 消防団	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の避難誘導體制に関する事。 ・国民保護措置についての訓練に関する事。 	議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・町議会議員との連絡体制の整備に関する事。
		消防本部 消防署 消防団	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の避難誘導體制に関する事。 ・国民保護措置についての訓練に関する事。 ・<u>その他消防長の特命に関する事。</u>

P14

2 町組織の整備等

(1) ~ (2) 【略】

(3) 町の体制及び職員の参集基準等

町は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

2 町組織の整備等

(1) ~ (2) 【略】

(3) 町の体制及び職員の参集基準等

町は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

旧		
体制	体制の判断基準	参集基準
初動警戒体制	・事態認定はないものの、町域以外で緊急処理事態の認定に繋がる可能性ある事案が発生した場合 ・町長が必要と認めた場合	防災課長・総務課長・神野支所長・消防長・建設課長・産業課長 防災課・総務課室・建設課室・産業課室・消防本部・署の職員
緊急事態連絡室体制	・事態認定はないものの、町域内において、緊急処理事態の認定に繋がる可能性ある事案が発生した場合 ・武力攻撃事態等又は緊急処理事態が認定され県に対策本部が設置された場合 ・町長が必要と認めた場合	原則、町国民保護対策本部体制に準じて参集
町国民保護対策本部体制	・町国民保護対策本部設置の通知を受けた場合	全職員が所定の場所に参集

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

町の幹部職員及び国民保護担当である防災課職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

町の幹部職員及び国民保護担当である防災課職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

本部長職務代理者の順位は、次のとおりとする。

- 第1順位：副町長
- 第2順位：総務課長

(6) 職員の服務基準

前記(3)①から③の体制ごとの、参集した職員が行うべき所掌事務は、次のとおりである。

体制	所掌事務
初動警戒体制	1 関係機関との連絡調整、情報収集に関する事。 2 町長への報告に関する事。 3 状況により速やかな体制の移行を図ること。
緊急事態連絡室体制	町国民保護対策本部体制に準じる。
町国民保護対策本部体制	第3編第2章別表2のとおりとする。

(7) 【略】

(8) 参集場所

参集場所は、次のとおりとする。なお、勤務時間中において、小・中学校、保育所、福祉施設等において、就学者、入所者を擁する部署においては、現場にとどまり避難措置に当たる。

新		
体制	体制の判断基準	参集基準
初動警戒体制	・事態認定はないものの、町域以外で緊急処理事態の認定に繋がる可能性ある事案が発生した場合 ・町長が必要と認めた場合	総務課長・産業課長・建設課長・美里支所長・まちづくり課長・消防長・住民室長・建設室長 総務課・産業課・建設課・まちづくり課・消防本部(署)・住民室・建設室の職員
緊急事態連絡室体制	・事態認定はないものの、町域内において、緊急処理事態の認定に繋がる可能性ある事案が発生した場合 ・武力攻撃事態等又は緊急処理事態が認定され県に対策本部が設置された場合 ・町長が必要と認めた場合	原則、町国民保護対策本部体制に準じて参集
町国民保護対策本部体制	・町国民保護対策本部設置の通知を受けた場合	全職員が所定の場所に参集

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

町の幹部職員及び国民保護担当である総務課職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

町の幹部職員及び国民保護担当である総務課職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

本部長職務代理者の順位は、次のとおりとする。

- 第1順位：副町長
- 第2順位：総務課長

(6) 職員の服務基準

前記(3)の体制ごとの、参集した職員が行うべき所掌事務は、次のとおりである。

体制	所掌事務
初動警戒体制	1 関係機関との連絡調整、情報収集に関する事。 2 町長への報告に関する事。 3 状況により速やかな体制の移行を図ること。
緊急事態連絡室体制	町国民保護対策本部体制に準じる。
町国民保護対策本部体制	第3編第2章別表2のとおりとする。

(7) 【略】

(8) 参集場所

参集場所は、次のとおりとする。なお、勤務時間中において、小・中学校、子ども園・保育所、福祉施設等において、就学者、入所者を擁する部署においては、現場にとどまり避難措置に当たる。

旧					新				
P16	参集人員	防災課長・総務課長・神野支所長・消防長・建設課長・産業課長	地籍調査課長・企画管財課長・会計課長・税務課長・保健福祉課長・議会事務局長・総務学事課長・生涯学習課長・住民課長・水道課長	防災課・総務課室・建設課室・産業課室・消防本部・署の職員	左記を除く職員		初動警戒体制	緊急事態連絡室体制	町国民保護対策本部体制
	体制					総務課長 建設課長 産業課長 消防長 美里支所長 まちづくり課長	本庁	本庁	本庁
	初動警戒体制	平時の所属先	参集規定なし	平時の所属先	参集規定なし	企画管財課長 税務課長 会計管理者 保健福祉課長 住民課長 教育課長 水道課長 議会事務局長	支所	支所	支所
	緊急事態連絡室体制	役場本庁	役場本庁	同上	平時の所属先(配備要員のみ)※ただし、小中学校、保育所、天文台、診療所の職員については、次の場所へ参集する。 ・小中学校 →総務学事課 ・神野、毛原保育所 →保健福祉室 ・天文台 →学事・生涯学習室 ・診療所 →住民室 ・第一、第二、小川保育所 →保健福祉課	総務課 建設課 産業課 消防本部 消防署 まちづくり課 住民室 建設室 企画管財課 税務課 会計課 保健福祉課 住民課 教育課 生涯学習室 水道課 議会事務局 診療所	本庁	本庁	本庁
	町国民保護対策本部体制	同上	同上	同上	同上	総務課 建設課 産業課 消防本部 消防署 まちづくり課 住民室 建設室 企画管財課 税務課 会計課 保健福祉課 住民課 教育課 生涯学習室 水道課 議会事務局 診療所 生涯学習室(文化センター・天文台) 小学校 こども園 保育所	平時の所属先(配備要員)	平時の所属先(全員)	平時の所属先(全員)
							平時の所属先(配備要員)		

※「配備要員のみ」とは、防災課・総務課室・建設課室・産業課室・消防本部・署以外の各課室2名(課室長を除く。)以上である。

※「配備要員」とは、所属長を除いた各部署2名以上である。

P16

3～4【略】

3～4【略】

	旧	新
P17 P19	<p>第2 関係機関との連携体制の整備【略】</p> <p>第3 通信の確保</p> <p>(1) 非常通信体制の整備【略】</p> <p>(2) 非常通信体制の確保</p> <p>町は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。</p> <p>また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。</p>	<p>第2 関係機関との連携体制の整備【略】</p> <p>第3 通信の確保</p> <p>(1) 非常通信体制の整備【略】</p> <p>(2) 非常通信体制の確保</p> <p>町は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。</p> <p>また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。</p>
	<p>施設設備面</p> <ul style="list-style-type: none"> 非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。 無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。 	<p>施設設備面</p> <ul style="list-style-type: none"> 非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。 無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
	<p>運用面</p> <ul style="list-style-type: none"> 夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。 通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。 無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。 担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。 国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し要配慮者とする者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。 	<p>運用面</p> <ul style="list-style-type: none"> 夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。 武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。 通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。 無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。 担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。 国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し要配慮者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

	旧	新
P20	<p>第4 情報収集・提供等の体制整備</p> <p>1 基本的考え方</p> <p>(1) 情報収集・提供のための体制の整備【略】</p> <p>(2) 体制の整備に当たっての留意事項</p> <p>体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。</p> <p>(3) 情報の共有【略】</p>	<p>第4 情報収集・提供等の体制整備</p> <p>1 基本的考え方</p> <p>(1) 情報収集・提供のための体制の整備【略】</p> <p>(2) 体制の整備に当たっての留意事項</p> <p>体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供並びに武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保</p> <p>(3) 情報の共有【略】</p>
P21	<p>2 警報の伝達に必要な準備【略】</p> <p>3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備</p> <p>(1) 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備【略】</p> <p>(2) 安否情報収集のための体制整備</p> <p>町は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、町における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、</p> <p>県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。</p> <p>(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握</p> <p>町は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。</p> <p>【安否情報システムの整備について】</p> <p><u>安否情報の収集、整理及び提供に関しては、国において、今後効率的なシステムを検討し、平成18年度にシステムの開発及び平成19年度より運用する予定となっており、それに併せて都道府県及び市町村における対応等を検討することとしている。</u></p>	<p>2 警報の伝達に必要な準備【略】</p> <p>3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備</p> <p>(1) 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備【略】</p> <p>(2) 安否情報収集のための体制整備</p> <p>町は、<u>国が開発し運用開始した「武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム」(以下、「安否情報システム」という。)を活用して、安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理及び提供の責任者をあらかじめ定め、必要な研修・訓練を行っておくものとする。また、和歌山県と安否情報の収集、回答部署、責任者等の情報を共有するなど、相互の協力体制を確保する。</u></p> <p>(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握</p> <p>町は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。</p> <p>【削除】</p>
P22	<p>4 被災情報の収集・報告に必要な準備【略】</p>	<p>4 被災情報の収集・報告に必要な準備【略】</p>
P23	<p>第5 研修及び訓練</p> <p>1 研修【略】</p> <p>2 訓練</p> <p>(1)～(2)【略】</p> <p>(3) 訓練に当たっての留意事項</p> <p>①【略】</p> <p>② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自治会等の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者<u>その他特に配慮を要する者</u>への的確な対応が図られるよう留意する。</p> <p>③～⑥【略】</p>	<p>第5 研修及び訓練</p> <p>1 研修【略】</p> <p>2 訓練</p> <p>(1)～(2)【略】</p> <p>(3) 訓練に当たっての留意事項</p> <p>①【略】</p> <p>② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自治会や<u>自主防災組織等</u>の協力を求めるとともに、<u>特に要配慮者のうち、緊急対処事態等により自ら避難することが困難な者(以下「避難行動要支援者」という。)</u>への的確な対応が図られるよう留意する。</p> <p>③～⑥【略】</p>

	旧	新
P25	<p>第2章 避難及び救援に関する平素からの備え</p> <p>1 避難に関する基本的事項</p> <p>(1) 基礎的資料の収集</p> <p>町は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【町対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】</p> <p>【避難に必要な基礎的資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○町の地図 <ul style="list-style-type: none"> ・各対策本部員が同一の地図を共有することが可能な大きさの地図 ・地形の起伏や道路・河川の位置等の地理的な状況が明らかな地図 ○地区ごとの人口分布 <ul style="list-style-type: none"> ・地区ごとの人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ ○区域内の道路網のリスト <ul style="list-style-type: none"> ・避難経路として想定される高速道路、国道、県道等の幹線的な道路のリスト ○輸送力のリスト <ul style="list-style-type: none"> ・バス等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ ・バス網、保有車両数等のデータ ○避難施設のリスト <ul style="list-style-type: none"> ・避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト ○備蓄物資、調達可能物資のリスト <ul style="list-style-type: none"> ・備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト ○生活関連等施設等のリスト <ul style="list-style-type: none"> ・町長の行う避難経路の設定等に影響を与えかねない一定規模以上のもの ○関係機関の連絡先一覧、協定 <p>【救援に必要な基礎的資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○収容施設（避難所（長期避難住宅を含む。）及び応急仮設住宅）として活用できる土地、建物等のリスト <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障害者<u>その他特に配慮を要する者</u>を収容する福祉避難所として活用できる社会福祉施設、宿泊施設等 ・長期避難住宅及び応急仮設住宅として活用できる賃貸住宅等 ○備蓄物資、調達可能物資のリスト <ul style="list-style-type: none"> ・大量の食料や飲料水等の生活必需品の供給が行えるよう物資の流通網 ・仮設住宅建設用、応急修理用の資機材の調達方法、建設業協会のリスト等 ○関係医療機関のデータベース <ul style="list-style-type: none"> ・災害拠点病院やNBC攻撃に対する対処が可能な医療機関の所在、病床数等の対応能力についてのデータ ・NBCの専門知識を有する医療関係者のリスト </div>	<p>第2章 避難及び救援に関する平素からの備え</p> <p>1 避難に関する基本的事項</p> <p>(1) 基礎的資料の収集</p> <p>町は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【町対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】</p> <p>【避難に必要な基礎的資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○町の地図 <ul style="list-style-type: none"> ・各対策本部員が同一の地図を共有することが可能な大きさの地図 ・地形の起伏や道路・河川の位置等の地理的な状況が明らかな地図 ○地区ごとの人口分布 <ul style="list-style-type: none"> ・地区ごとの人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ ○区域内の道路網のリスト <ul style="list-style-type: none"> ・避難経路として想定される高速道路、国道、県道等の幹線的な道路のリスト ○輸送力のリスト <ul style="list-style-type: none"> ・バス等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ ・バス網、保有車両数等のデータ ○避難施設のリスト <ul style="list-style-type: none"> ・避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト ○備蓄物資、調達可能物資のリスト <ul style="list-style-type: none"> ・備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト ○生活関連等施設等のリスト <ul style="list-style-type: none"> ・町長の行う避難経路の設定等に影響を与えかねない一定規模以上のもの ○関係機関の連絡先一覧、協定 ○<u>避難行動要支援者台帳</u> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者のリスト</u> ○<u>個別計画</u> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>地域の特性や実情を踏まえつつ名簿情報に基づき、避難行動要支援者1人1人の具体的な避難方法を定めた計画</u> <p>【救援に必要な基礎的資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○収容施設（避難所（長期避難住宅を含む。）及び応急仮設住宅）として活用できる土地、建物等のリスト <ul style="list-style-type: none"> ・<u>要配慮者</u>を収容する福祉避難所として活用できる社会福祉施設、宿泊施設等 ・長期避難住宅及び応急仮設住宅として活用できる賃貸住宅等 ○備蓄物資、調達可能物資のリスト <ul style="list-style-type: none"> ・大量の食料や飲料水等の生活必需品の供給が行えるよう物資の流通網 ・仮設住宅建設用、応急修理用の資機材の調達方法、建設業協会のリスト等 ○関係医療機関のデータベース <ul style="list-style-type: none"> ・災害拠点病院やNBC攻撃に対する対処が可能な医療機関の所在、病床数等の対応能力についてのデータ ・NBCの専門知識を有する医療関係者のリスト </div>

	旧	新																																																				
P26	<p>○救護班のデータベース ○臨時の医療施設として想定される場所等のリスト ○墓地及び火葬場等のデータベース ・墓地及び火葬場等の所在及び対応可能数等</p> <p>(2) 近隣市町との連携の確保【略】 (3) <u>高齢者、障害者等災害時要援護者</u>への配慮 町は、避難住民の誘導に当たっては、<u>高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者</u>の避難について、<u>災害時要援護者</u>の避難対策を講じる。 その際、避難誘導時において、<u>防災課</u>、保健福祉課を中心とした横断的な「<u>災害時要援護者</u>支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。</p> <p>(4) ~ (5) 【略】</p>	<p>○救護班のデータベース ○臨時の医療施設として想定される場所等のリスト ○墓地及び火葬場等のデータベース ・墓地及び火葬場等の所在及び対応可能数等</p> <p>(2) 近隣市町との連携の確保【略】 (3) <u>要配慮者</u>への配慮 町は、避難住民の誘導に当たっては、特に<u>避難行動要支援者</u>の避難に配慮した対策を講じる。 その際避難誘導は、<u>総務課</u>、保健福祉課を中心とした横断的な「<u>避難行動要支援者</u>支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。</p> <p>(4) ~ (5) 【略】</p>																																																				
P27	<p>2~5【略】 6 <u>高齢者、障害者等災害時要援護者</u>への支援 (1) 町は、県が策定している「和歌山県地震防災対策アクションプログラム」（<u>東南海・南海地震</u>に備え「自助・共助・公助」の観点から県民が一丸となって実施すべき対策）を、町国民保護計画においても有効に活用する。 (2) ~ (3) 【略】 (4) 町は、県と連携し、保健福祉課を中心とした横断的な組織を設け、<u>災害時要援護者</u>の避難支援業務を的確に実施するとともに、平時から<u>災害時要援護者</u>と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等の福祉関係者との連携を深め、これらのネットワークを情報の伝達や避難の誘導に活用するよう努める。 (5) 町は、県と連携し、<u>日本語の使えない外国人</u>等の避難及び救援等の円滑な実施に努める。</p>	<p>2~5【略】 6 <u>要配慮者</u>への支援 (1) 町は、県が策定している「和歌山県地震防災対策アクションプログラム」（<u>南海トラフ地震</u>に備え「自助・共助・公助」の観点から県民が一丸となって実施すべき対策）を、町国民保護計画においても有効に活用する。 (2) ~ (3) 【略】 (4) 町は、県と連携し、保健福祉課を中心とした横断的な組織を設け、<u>避難行動要支援者</u>の避難支援業務を的確に実施するとともに、平時から<u>自主防災組織、民生委員・児童委員、警察署、消防署、社会福祉協議会、介護保険制度関係者、障害者団体等の福祉関係者（以下「避難支援等関係者」という。）</u>との連携を深め、これらのネットワークを情報の伝達や避難の誘導に活用するよう努める。 (5) 町は、県と連携し、<u>日本語でのコミュニケーションが困難な外国人等</u>の避難及び救援等の円滑な実施に努める。</p>																																																				
P29	<p>第3章 生活関連等施設の把握等 1 生活関連等施設の把握等 町は、消防本部と連携を図りながら、町域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。また、町は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>国民保護法施行令</th> <th>各号</th> <th>施設の種類</th> <th>対象施設の根拠法</th> <th>所管県担当部局名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">第27条</td> <td>1号</td> <td>発電所、変電所</td> <td>電気事業法</td> <td><u>危機管理室</u></td> </tr> <tr> <td>2号</td> <td>ガス工作物</td> <td>ガス事業法</td> <td><u>消防保安課</u></td> </tr> <tr> <td>3号</td> <td>取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池</td> <td>水道法</td> <td>食品安全企画課</td> </tr> <tr> <td>4号</td> <td>鉄道施設、軌道施設</td> <td>鉄道事業法、軌道法</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>5号</td> <td>電気通信事業用交換設備</td> <td>電気通信事業法</td> <td><u>危機管理室</u></td> </tr> </tbody> </table>	国民保護法施行令	各号	施設の種類	対象施設の根拠法	所管県担当部局名	第27条	1号	発電所、変電所	電気事業法	<u>危機管理室</u>	2号	ガス工作物	ガス事業法	<u>消防保安課</u>	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	水道法	食品安全企画課	4号	鉄道施設、軌道施設	鉄道事業法、軌道法	—	5号	電気通信事業用交換設備	電気通信事業法	<u>危機管理室</u>	<p>第3章 生活関連等施設の把握等 1 生活関連等施設の把握等 町は、消防本部と連携を図りながら、町域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。また、町は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>国民保護法施行令</th> <th>各号</th> <th>施設の種類</th> <th>対象施設の根拠法</th> <th>所管県担当部局名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">第27条</td> <td>1号</td> <td>発電所、変電所</td> <td>電気事業法</td> <td><u>危機管理・消防課</u></td> </tr> <tr> <td>2号</td> <td>ガス工作物</td> <td>ガス事業法</td> <td><u>危機管理・消防課</u></td> </tr> <tr> <td>3号</td> <td>取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池</td> <td>水道法</td> <td><u>食品・生活衛生課</u></td> </tr> <tr> <td>4号</td> <td>鉄道施設、軌道施設</td> <td>鉄道事業法、軌道法</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>5号</td> <td>電気通信事業用交換設備</td> <td>電気通信事業法</td> <td><u>危機管理・消防課</u></td> </tr> </tbody> </table>	国民保護法施行令	各号	施設の種類	対象施設の根拠法	所管県担当部局名	第27条	1号	発電所、変電所	電気事業法	<u>危機管理・消防課</u>	2号	ガス工作物	ガス事業法	<u>危機管理・消防課</u>	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	水道法	<u>食品・生活衛生課</u>	4号	鉄道施設、軌道施設	鉄道事業法、軌道法	—	5号	電気通信事業用交換設備	電気通信事業法	<u>危機管理・消防課</u>
国民保護法施行令	各号	施設の種類	対象施設の根拠法	所管県担当部局名																																																		
第27条	1号	発電所、変電所	電気事業法	<u>危機管理室</u>																																																		
	2号	ガス工作物	ガス事業法	<u>消防保安課</u>																																																		
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	水道法	食品安全企画課																																																		
	4号	鉄道施設、軌道施設	鉄道事業法、軌道法	—																																																		
	5号	電気通信事業用交換設備	電気通信事業法	<u>危機管理室</u>																																																		
国民保護法施行令	各号	施設の種類	対象施設の根拠法	所管県担当部局名																																																		
第27条	1号	発電所、変電所	電気事業法	<u>危機管理・消防課</u>																																																		
	2号	ガス工作物	ガス事業法	<u>危機管理・消防課</u>																																																		
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	水道法	<u>食品・生活衛生課</u>																																																		
	4号	鉄道施設、軌道施設	鉄道事業法、軌道法	—																																																		
	5号	電気通信事業用交換設備	電気通信事業法	<u>危機管理・消防課</u>																																																		

旧				
第28条	6号	放送用無線設備	放送法	〃
	7号	水域施設、係留施設	港湾法	管理整備課
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	空港整備法、航空法	振興課
	9号	ダム	河川管理施設等構造令	河川課 農村計画課
	1号	危険物	消防法	消防保安課
	2号	毒劇物	毒物及び劇物取締法	薬務課
	3号	火薬類	火薬類取締法	消防保安課
	4号	高压ガス	高压ガス保安法	〃
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力基本法	危機管理室
	6号	核原料物質	原子力基本法	〃
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律	医務課（医療関係） 危機管理室（それ以外）
8号	毒劇薬	薬事法	薬務課	
9号	電気工作物内の高压ガス	電気事業法	消防保安課	
10号	生物剤、毒素	細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律	—	
11号	毒性物質	化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律	—	

新				
第28条	6号	放送用無線設備	放送法	〃
	7号	水域施設、係留施設	港湾法	港湾空港振興課
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	空港整備法、航空法	港湾空港振興課
	9号	ダム	河川管理施設等構造令	河川課 農業農村整備課
	1号	危険物	消防法	危機管理・消防課
	2号	毒劇物	毒物及び劇物取締法	薬務課
	3号	火薬類	火薬類取締法	危機管理・消防課
	4号	高压ガス	高压ガス保安法	〃
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力基本法	産業技術政策課
	6号	核原料物質	原子力基本法	〃
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律	医務課（医療関係） 危機管理・消防課（それ以外）
8号	毒劇薬	医薬品医療機器等法	薬務課	
9号	電気工作物内の高压ガス	電気事業法	危機管理・消防課	
10号	生物剤、毒素	細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律	—	
11号	毒性物質	化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律	—	

2 町が管理する公共施設等における警戒

P31 第4章 物資及び資材の備蓄、整備【略】

P32 第5章 国民保護に関する啓発【略】

P33 第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

1 初動体制の発令基準

町は、事態の状況に応じて適切な措置を講じるため、初動体制及び参集基準を次のとおりとする。

体制	体制の判断基準	参集基準
初動警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事態認定はないものの、町域以外で緊急対処事態の認定に繋がる可能性がある事案が発生した場合 ・ 町長が必要と認めた場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災課長・総務課長・神野支所長・消防長・建設課長・産業課長 ・ 防災課・総務課室・建設課室・産業課室・消防本部・署の職員

2 町が管理する公共施設等における警戒

第4章 物資及び資材の備蓄、整備【略】

第5章 国民保護に関する啓発【略】

第3編 武力攻撃事態等への対処

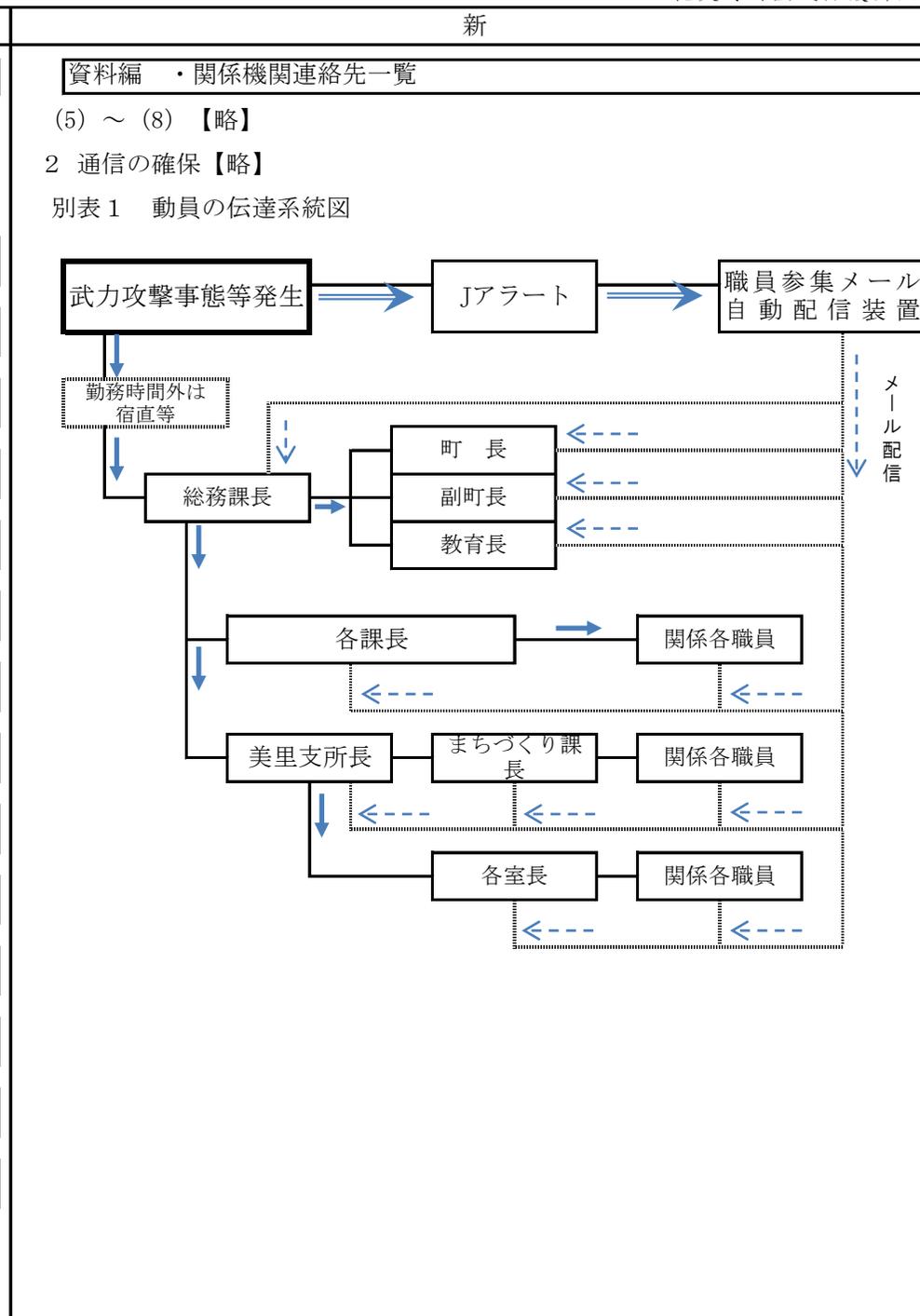
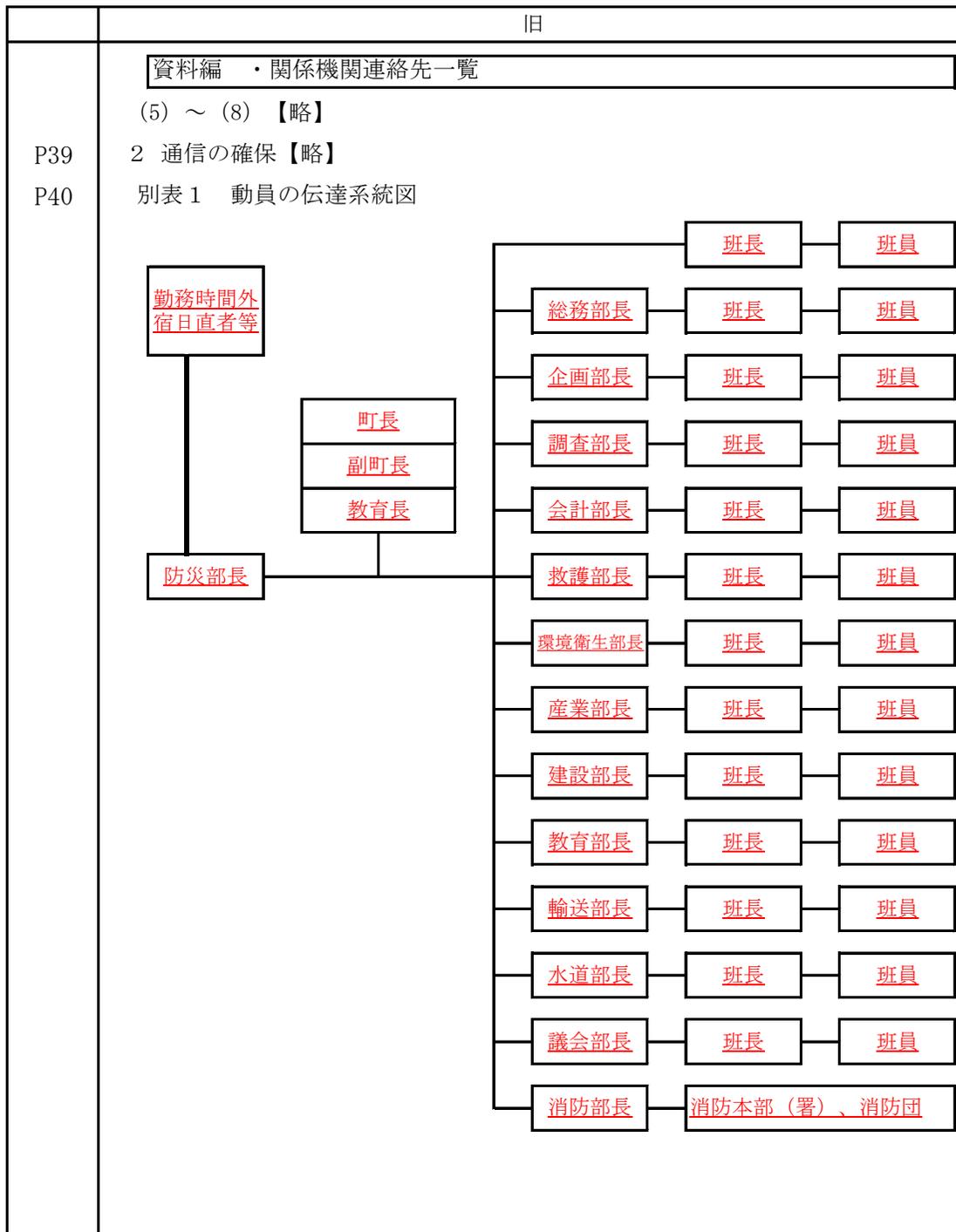
第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

1 初動体制の発令基準

町は、事態の状況に応じて適切な措置を講じるため、初動体制及び参集基準を次のとおりとする。

体制	体制の判断基準	参集基準
初動警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事態認定はないものの、町域以外で緊急対処事態の認定に繋がる可能性がある事案が発生した場合 ・ 町長が必要と認めた場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務課長・産業課長・建設課長・美里支所長・まちづくり課長・消防長・住民室長・建設室長 ・ 総務課・産業課・建設課・まちづくり課・消防本部(署)・住民室・建設室の職員

	旧		新			
P36	緊急事態連絡室体制	・事態認定はないものの、町域内において、緊急対処事態の認定に繋がる可能性ある事案が発生した場合 ・武力攻撃事態等又は緊急対処事態が	原則、町国民保護対策本部体制に準じて参集	緊急事態連絡室体制	・事態認定はないものの、町域内において、緊急対処事態の認定に繋がる可能性ある事案が発生した場合 ・武力攻撃事態等又は緊急対処事態が	原則、町国民保護対策本部体制に準じて参集
	町国民保護対策本部体制	・町国民保護対策本部設置の通知を受け	全職員が所定の場所に参集	町国民保護対策本部体制	・町国民保護対策本部設置の通知を受け	全職員が所定の場所に参集
	2～3【略】		2～3【略】			
	第2章 町対策本部の設置等		第2章 町対策本部の設置等			
	1 町対策本部の設置		1 町対策本部の設置			
	(1) 町対策本部の設置の手順		(1) 町対策本部の設置の手順			
	①～②【略】		①～②【略】			
	③町対策本部員及び町対策本部職員の参集		③町対策本部員及び町対策本部職員の参集			
	<p>本部長は、別表1に掲げるとおり、<u>防災部長を通じて各部・班に伝達する。勤務時間内においては庁内放送を通じて、勤務時間外においては防災行政無線、有線電話、口頭その他の方法により伝達するとともに、携帯電話等を有効に利用して、動員体制の迅速化を図る。</u></p>		<p>本部長は、別表1に掲げているとおり、<u>総務部長を通じ防災行政無線放送、職員参集メール及び電話により伝達する。</u></p>			
	④～⑥【略】		④～⑥【略】			
	(2)～(3)【略】		(2)～(3)【略】			
	(4) 町対策本部における広報等		(4) 町対策本部における広報等			
	<p>町は、武力攻撃事態等において、<u>情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、</u>町対策本部における広報広聴体制を整備する。</p>		<p>町は、武力攻撃事態等が発生した場合、<u>住民が情報の錯綜等により混乱することを防ぐため、適時適切な情報提供や行政相談を行うための</u>広報広聴体制を整備する。</p>			
	【町対策本部における広報体制】		【町対策本部における広報体制】			
	① 広報責任者の設置		① 広報責任者の設置			
	<p>武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」は、<u>総務課長</u>をもって充てる。</p>		<p>武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」は、<u>総務部長</u>をもって充てる。</p>			
	② 広報手段		② 広報手段			
	<p>広報誌、テレビ・ラジオ・CATV放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備</p>		<p><u>防災行政無線</u>、<u>広報紙</u>、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネット、ホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備</p>			
	③ 留意事項		③ 留意事項			
	<p>ア 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応すること。</p>		<p>ア 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応すること。</p>			
	<p>イ 町対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、町長自ら記者会見を行うこと。</p>		<p>イ 町対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、町長自ら記者会見を行うこと。</p>			
	<p>ウ 県と連携した広報体制を構築すること。</p>		<p>ウ 県と連携した広報体制を構築すること。</p>			
	④ その他関係する報道機関		④ その他関係する報道機関			
	資料編に掲げるとおりである。		資料編に掲げるとおりである。			



		旧		新																																																						
P41	別表2 国民保護対策本部組織図	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">本部会議 (役場本庁舎)</td> </tr> <tr> <td>本部長</td> <td>町長</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>副町長 教育長 総務課長</td> </tr> <tr> <td rowspan="18">本部員</td> <td>防災課長</td> </tr> <tr> <td>神野支所長</td> </tr> <tr> <td>企画管財課長</td> </tr> <tr> <td>税務課長</td> </tr> <tr> <td>会計課長</td> </tr> <tr> <td>住民課長</td> </tr> <tr> <td>保健福祉課長</td> </tr> <tr> <td>産業課長</td> </tr> <tr> <td>建設課長</td> </tr> <tr> <td>地籍調査課長</td> </tr> <tr> <td>議会事務局長</td> </tr> <tr> <td>総務学事課長</td> </tr> <tr> <td>生涯学習課長</td> </tr> <tr> <td>水道課長</td> </tr> <tr> <td>消防長</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他本部長が必要と認める者</td> </tr> </table>		本部会議 (役場本庁舎)		本部長	町長	副本部長	副町長 教育長 総務課長	本部員	防災課長	神野支所長	企画管財課長	税務課長	会計課長	住民課長	保健福祉課長	産業課長	建設課長	地籍調査課長	議会事務局長	総務学事課長	生涯学習課長	水道課長	消防長	その他本部長が必要と認める者		<table border="1"> <tr> <td colspan="3">本部会議 (役場本庁舎)</td> </tr> <tr> <td>本部長</td> <td colspan="2">町長</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td colspan="2">副町長 教育長 総務課長</td> </tr> <tr> <td rowspan="18">本部員</td> <td>美里支所長</td> <td rowspan="18">支所部</td> <td rowspan="18">美里支所長</td> </tr> <tr> <td>まちづくり課長</td> </tr> <tr> <td>企画管財課長</td> </tr> <tr> <td>税務課長</td> </tr> <tr> <td>会計管理者</td> </tr> <tr> <td>保健福祉課長</td> </tr> <tr> <td>住民課長</td> </tr> <tr> <td>産業課長</td> </tr> <tr> <td>建設課長</td> </tr> <tr> <td>教育課長</td> </tr> <tr> <td>水道課長</td> </tr> <tr> <td>議会事務局長</td> </tr> <tr> <td>消防長</td> </tr> <tr> <td>消防団長</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他本部長が必要と認める者</td> </tr> </table>			本部会議 (役場本庁舎)			本部長	町長		副本部長	副町長 教育長 総務課長		本部員	美里支所長	支所部	美里支所長	まちづくり課長	企画管財課長	税務課長	会計管理者	保健福祉課長	住民課長	産業課長	建設課長	教育課長	水道課長	議会事務局長	消防長	消防団長	その他本部長が必要と認める者	
				本部会議 (役場本庁舎)																																																						
本部長	町長																																																									
副本部長	副町長 教育長 総務課長																																																									
本部員	防災課長																																																									
	神野支所長																																																									
	企画管財課長																																																									
	税務課長																																																									
	会計課長																																																									
	住民課長																																																									
	保健福祉課長																																																									
	産業課長																																																									
	建設課長																																																									
	地籍調査課長																																																									
	議会事務局長																																																									
	総務学事課長																																																									
	生涯学習課長																																																									
	水道課長																																																									
	消防長																																																									
	その他本部長が必要と認める者																																																									
	本部会議 (役場本庁舎)																																																									
	本部長	町長																																																								
副本部長	副町長 教育長 総務課長																																																									
本部員	美里支所長	支所部	美里支所長																																																							
	まちづくり課長																																																									
	企画管財課長																																																									
	税務課長																																																									
	会計管理者																																																									
	保健福祉課長																																																									
	住民課長																																																									
	産業課長																																																									
	建設課長																																																									
	教育課長																																																									
	水道課長																																																									
	議会事務局長																																																									
	消防長																																																									
	消防団長																																																									
	その他本部長が必要と認める者																																																									

		旧
P42	別表3 国民保護対策本部の事務分掌	
部	班	事務分掌
防 災 部	防災班 【防災課】	1 本部会議の運営に関する事。 2 <u>本部長の重要な意思決定に係る補佐に関する事。</u> 3 本部長が決定した方針に基づく各部班に対する具体的な指示に関する事。 4 職員の召集・動員に関する事。 5 <u>本部の設置、運営に関する事。</u> 6 <u>現地対策本部の設置に関する事。</u> 7 <u>避難実施要領の作成に関する事。</u> 8 自衛隊、県職員、他市町村に対する応援要請及び受入れ等広域応援に関する事。 9 住民の避難に関する措置に関する事。 10 <u>緊急通報の発令に関する事。</u> 11 <u>退避の指示に関する事。</u> 12 <u>救援に関する事。</u> 13 <u>警戒区域の設定に関する事。</u> 14 県対策本部等からの情報の受理及び要請並びに県への報告に関する事。 15 被害情報、被害報告の取りまとめ及び報告に関する事。 16 所管施設の被害調査及び復旧に関する事。 17 国民保護措置の総括に関する事。
	総務班 【総務課】 【総務室】	1 <u>防災行政無線の管理及び運用に関する事。</u> 2 公務災害に関する事。 3 <u>所管施設に係る避難施設の管理運営に関する事。</u> 4 国民保護対策に伴う予算措置に関する事。 5 所管施設の被害調査及び復旧に関する事。 6 災害復旧資金に関する事。 7 <u>その他防災班からの依頼に関する事。</u>
	情報連絡班 【総務課】 【総務室】	1 <u>国、県、他市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等からの情報収集、整理及び集約に関する事。</u> 2 防災関係機関との連絡に関する事。 3 安否情報の収集及び提供に関する事。 4 地区区長との連絡、情報伝達・収集に関する事。 5 通信の確保に関する事。
	広報班 【総務課】 【総務室】	1 住民に対する広報に関する事。 2 本部の活動状況及び実施した国民保護措置等の記録に関する事。 3 報道機関への発表・要請に関する事。 4 外国人の被災者に関する連絡調整に関する事。
企 画 部	企画班 【企画管財課】	1 庁舎及び優先電話等の災害応急対策に関する事。 2 <u>町有車両の配車に関する事。</u> 3 <u>応急食料、飲料水、生活必需品の調達配分に関する事。</u> 4 <u>燃料の調達に関する事。</u> 5 情報連絡班への協力に関する事。 6 特命事項に関する事。 7 その他企画に関する事。
	調査班 【税務課】 【税務室】	1 人的被害及び家屋被害の調査に関する事。 2 町税の減免に関する事。 3 被災証明の発行に関する事。 4 その他調査に関する事。

		新
	別表3 国民保護対策本部の事務分掌	
部	班	事務分掌
防 災 部	防災班 【総務課】	1 本部会議の運営に関する事。 2 <u>国民保護対策本部内の部・班との連絡調整に関する事。</u> 3 本部長が決定した方針に基づく各部班に対する具体的な指示に関する事。 4 職員の動員に関する事。 5 <u>本部及び現地対策本部の設置、運営に関する事。</u> 6 自衛隊、県職員、他市町村に対する応援要請及び受入れ等広域応援に関する事。 7 住民の避難に関する措置に関する事。 8 県対策本部等からの情報の受理及び要請並びに県への報告に関する事。 9 被害情報、被害報告の取りまとめ及び報告に関する事。 10 国民保護措置の総括に関する事。
	総務班 【総務課】	1 <u>防災班からの依頼に関する事。</u> 2 <u>緊急時における避難実施要領の検証に関する事。</u> 3 <u>避難所等施設の被害確認に関する事。</u> 4 所管施設の被害調査及び復旧に関する事。 5 公務災害に関する事。 6 国民保護対策に伴う予算措置に関する事。 7 災害復旧資金に関する事。
	情報連絡班 【総務課】	1 <u>国民保護対策上必要な情報（気象・交通情報等）の収集・伝達に関する事。</u> 2 防災関係機関との連絡・調整に関する事。 3 安否情報の収集及び提供に関する事。 4 <u>被災地からの情報収集・伝達に関する事。</u> 5 地区区長との連絡、情報伝達・収集に関する事。 6 通信手段の確保に関する事。
	広報班 【総務課】	1 住民に対する広報に関する事。 2 報道機関への発表・要請に関する事。 3 外国人の被災者に関する連絡調整に関する事。 4 国民保護措置等の記録及び取りまとめに関する事。 5 その他広報に関する事。
支 所 部	情報連絡班 【まちづくり課】	1 <u>被災地からの情報収集・伝達に関する事。</u> 2 <u>支所各班との相互応援に関する事。</u>
	情報伝達班 【住民室】	1 職員の動員に関する事。（支所人員） 2 本部への被害情報報告に関する事。 3 地区区長との連絡、情報伝達・収集に関する事。
	輸送班 【建設室】	1 <u>物資の輸送に関する事。</u> 2 <u>支所各班との相互応援に関する事。</u> 3 <u>運送業者との連絡調整に関する事。</u>

旧			新		
救護部	会計班 【会計課】	1 国民保護対策の経理全般に関すること。 2 その他会計に関すること。	企画部	企画班 【企画管財課】	優先 1 庁舎の電源及び有線電話等の応急対応に関すること。 2 公用車等の配車に関すること。 3 食糧、保存水、生活必需品、燃料等の調達配分に関すること。(備蓄・救援物資) 4 所管施設(住宅等)の安全措置に関すること。 5 特命事項に関すること。 復旧 ア 所管施設の被害調査及び復旧に関すること。 イ 被災地への慰問の受入れ等に関すること。 ウ その他企画に関すること。
	福祉班 【保健福祉課】 【保健福祉室】	1 日赤その他の団体との連絡調整に関すること。 2 ボランティアの登録、活用、受入れに関すること。 3 義援金品の受付け、配分、出納管理に関すること。 4 所管施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 5 児童の保護に関すること。 6 応急保育に関すること。 7 その他福祉に関すること。		調査班 【税務課】	優先 1 人的被害及び家屋被害の情報収集に関すること。 2 避難所の運営に関すること。 3 建物の危険度判定に関すること。 復旧 ア 町税の減免に関すること。 イ その他調査に関すること。
	医療救護班 【保健福祉課】 【保健福祉室】 【住民課】 【住民室】	1 食料の確保、供給に関すること。 2 生活必需品の確保、供給に関すること。 3 救援物資の受入に関すること。 4 食品衛生及び環境衛生に関すること。 5 防疫に関すること。 6 医療救護及び助産に関すること。 7 医師会、歯科医師会、診療所との連絡調整に関すること。 8 精神保健福祉対策に関すること。 9 医薬品、医療機器その他治療に要する衛生用品の確保及び供給に関すること。 10 医療に関すること。 11 その他救護に関すること。		会計班 【会計課】	復旧 ア 国民保護対策の経理全般に関すること。 イ その他会計に関すること。
	環境衛生班 【住民課】 【住民室】	1 危険動物等の逸走対策に関すること。 2 家庭動物等の保護等に関すること。 3 廃棄物の処理に関すること。 4 遺体の処理に関すること。 5 所管施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 6 その他環境衛生に関すること。		福祉班 【保健福祉課】	優先 1 日赤その他の団体との連絡調整に関すること。 2 要配慮者の避難等に関すること。 3 所管施設の被害状況の確認に関すること。 4 所管施設利用者の避難誘導に関すること。 5 児童の保護に関すること。 6 応急保育に関すること。 復旧 ア 義援金品の受付、配分、出納管理に関すること。 イ ボランティアの登録、活用、受入れに関すること。 ウ 所管施設の復旧に関すること。 エ その他福祉に関すること。
	支援班 【住民課】 【住民室】	1 各部・班の支援に関すること。 2 所管施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 3 その他支援に関すること。		医療救護班 【保健福祉課】	優先 1 医療救護班の編成に関すること。 2 医師会、歯科医師会、薬剤師会、診療所等との連絡調整に関すること。 3 医療に関すること。 4 応急医療のための薬品、資器材の確保に関すること。 5 医療救護及び助産に関すること。 6 食品衛生及び環境衛生に関すること。 7 精神保健福祉対策に関すること。 復旧 ア 防疫に関すること。 イ その他救護に関すること。
	産業班 【産業課】 【産業室】	1 商工業者、観光施設の被害調査並びに災害応急対策に関すること。 2 農作物、畜産物、水産物の被害調査に関すること。 3 農林業、畜産業等施設の被害調査並びに災害応急対策に関すること。 4 家畜及び家さんの被害調査及び防疫に関すること。 5 農林水産関係被害状況等の調査、情報収集及び災害応急対策に関すること。 6 経済関係被害状況等の調査、情報収集及び災害応急対策に関すること。 7 工場、事業所等の被害調査に関すること。 8 その他産業に関すること。		環境衛生班 【住民課】	優先 1 危険動物等の逸走対策に関すること。 2 家庭動物等の保護等に関すること。 3 廃棄物の処理に関すること。 4 遺体の処理に関すること。 5 尿尿、廃棄物、ゴミ収集・処理・処分地等の確保に関すること。 復旧 ア 所管施設の被害調査及び復旧に関すること。 イ その他環境衛生に関すること。
	建設班 【建設課】 【建設室】	1 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に関すること。 2 道路、橋梁、河川等の被害調査及び災害応急対策に関すること。 3 災害応急復旧工事等に必要な建設機械及び資材の調達並びに建設業者の確保に関すること。 4 その他建設に関すること。		支援班 【住民課】	優先 1 被災者の食糧の確保に関すること。 2 各部・班の支援に関すること。 復旧 ア 所管施設の被害調査及び復旧に関すること。 イ その他支援に関すること。
	農地班 【建設課】 【建設室】	1 所管施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 2 その他農地に関すること。		産業班 【産業課】	優先 1 避難者の把握に関すること。 2 救護所、臨時的避難所(テント、仮設トイレ等)の設置及び準備に関すること。

	旧	新												
P45 P48	<p>第3章 関係機関の相互連携【略】</p> <p>第4章 警報及び避難の指示等</p> <p>第1 警報の伝達等</p> <p>1 警報の内容の伝達等</p> <p>(1) 警報の内容の伝達【略】</p> <p>(2) 警報の内容の通知</p> <p>ア 町は、他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、野上厚生総合病院、診療所、保育園等）に対し、警報の内容を通知する。</p> <p>〈町長から関係機関への警報の通知・伝達〉</p>	<table border="1"> <tr> <td>消防部</td> <td>消防本部(署) 消防団</td> <td>優先 復旧</td> <td>1 紀美野町消防本部消防計画による。 ア その他消防に関すること。</td> </tr> </table> <p>事務分掌は、班単位で班長以下班員が協力し対応する。</p> <p>第3章 関係機関の相互連携【略】</p> <p>第4章 警報及び避難の指示等</p> <p>第1 警報の伝達等</p> <p>1 警報の内容の伝達等</p> <p>(1) 警報の内容の伝達【略】</p> <p>(2) 警報の内容の通知</p> <p>ア 町は、町の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、野上厚生総合病院、診療所、保育園等）に対し、警報の内容を通知する。</p> <p>〈町長から関係機関への警報の通知・伝達〉</p>	消防部	消防本部(署) 消防団	優先 復旧	1 紀美野町消防本部消防計画による。 ア その他消防に関すること。								
消防部	消防本部(署) 消防団	優先 復旧	1 紀美野町消防本部消防計画による。 ア その他消防に関すること。											
P49	<p>2 警報の内容の伝達方法</p> <p>(1) 警報の内容の伝達方法については、当分の間は、現在町が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。</p> <table border="1"> <tr> <td>「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に本町が含まれる場合</td> <td>「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に本町が含まれない場合</td> </tr> <tr> <td>原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、警報が発令された事実等を放送して周知する。</td> <td>原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により周知を図る。 なお、このことは、町長が特に必要と認める場合に、サイレンを使用する</td> </tr> <tr> <td>その他、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の効果的な方法についても検討する</td> <td>その他、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の効果的な方法についても検討する</td> </tr> </table>	「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に本町が含まれる場合	「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に本町が含まれない場合	原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、警報が発令された事実等を放送して周知する。	原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により周知を図る。 なお、このことは、町長が特に必要と認める場合に、サイレンを使用する	その他、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の効果的な方法についても検討する	その他、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の効果的な方法についても検討する	<p>2 警報の内容の伝達方法</p> <p>(1) 警報の内容の伝達方法については、当分の間は、現在町が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。</p> <table border="1"> <tr> <td>「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に本町が含まれる場合</td> <td>「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に本町が含まれない場合</td> </tr> <tr> <td>原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、警報が発令された事実等を放送して周知する。</td> <td>原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により周知を図る。 なお、このことは、町長が特に必要と認める場合に、サイレンを使用する</td> </tr> <tr> <td>その他、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の効果的な方法についても検討する</td> <td>その他、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の効果的な方法についても検討する</td> </tr> </table>	「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に本町が含まれる場合	「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に本町が含まれない場合	原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、警報が発令された事実等を放送して周知する。	原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により周知を図る。 なお、このことは、町長が特に必要と認める場合に、サイレンを使用する	その他、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の効果的な方法についても検討する	その他、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の効果的な方法についても検討する
「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に本町が含まれる場合	「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に本町が含まれない場合													
原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、警報が発令された事実等を放送して周知する。	原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により周知を図る。 なお、このことは、町長が特に必要と認める場合に、サイレンを使用する													
その他、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の効果的な方法についても検討する	その他、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の効果的な方法についても検討する													
「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に本町が含まれる場合	「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に本町が含まれない場合													
原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、警報が発令された事実等を放送して周知する。	原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により周知を図る。 なお、このことは、町長が特に必要と認める場合に、サイレンを使用する													
その他、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の効果的な方法についても検討する	その他、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の効果的な方法についても検討する													

旧

新

【全国瞬時警報システム（J-ALERT）を用いた場合の対応】
 町は、弾道ミサイル攻撃のような対処に時間的余裕がない事態の発生を考慮し、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を整備し、瞬時に国から警報の内容が送信されることとなった場合には、消防庁が定めた方法により防災行政無線等を活用して迅速に住民へ警報を伝達する。

【全国瞬時警報システム及び緊急情報ネットワークシステムを用いた対応】
 町は、武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等が、迅速かつ確実に住民に周知する為、全国瞬時警報システム（J-ALERT）及び緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）により、瞬時に送信される警報等の内容を、消防庁が定めた方法により防災行政無線等を活用して迅速に住民へ警報を伝達する。

- (2) 町長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努める。
 消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や災害時要援護者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配慮する。
 また、町は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

- (2) 町長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努める。
 消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配慮する。
 また、町は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

- (3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、災害時要援護者について、防災・福祉関係部局との連携の下で避難支援プランを活用するなど、災害時要援護者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

- (3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉関係部局との連携の下で避難支援プランを活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

(4) 【略】

(4) 【略】

3 緊急通報の伝達及び通知【略】

3 緊急通報の伝達及び通知【略】

第2 避難住民の誘導等

第2 避難住民の誘導等

1 避難の指示の通知・伝達

1 避難の指示の通知・伝達

(1) 【略】

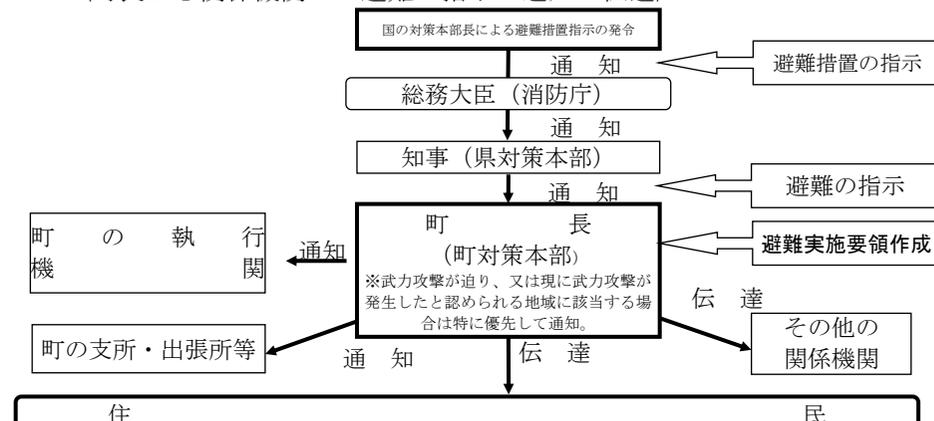
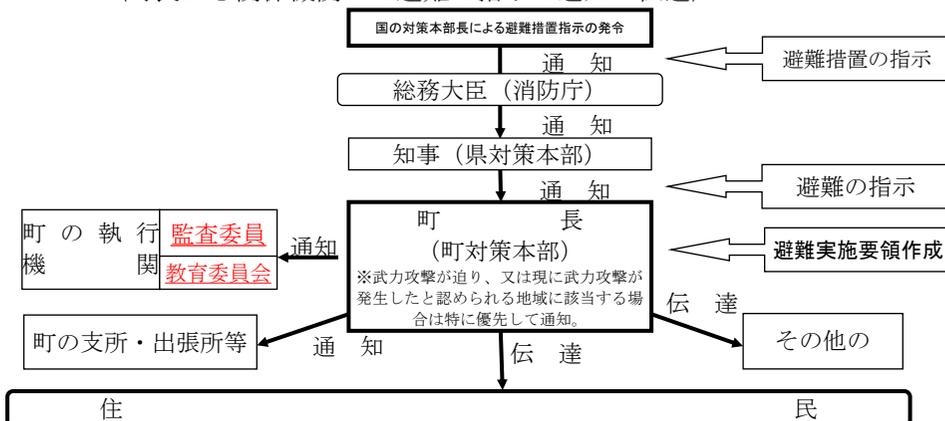
(1) 【略】

- (2) 町長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

- (2) 町長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

〈町長から関係機関への避難の指示の通知・伝達〉

〈町長から関係機関への避難の指示の通知・伝達〉



以下略

以下略

P50

	旧	新																														
P51	<p>2 避難実施要領の策定</p> <p>(1) 避難実施要領の策定</p> <p>町長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。</p> <p>その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。</p> <p>避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。</p> <p>【避難実施要領に定める事項(法定事項)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項 ・避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項 ・その他避難の実施に関し必要な事項 <p>【避難実施要領の策定の留意点】</p> <p>避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、県計画に記載される市町村の計画作成の基準の内容に沿った記載を行うことを基本とする。ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を簡条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものとすることもあり得る。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>留意事項</th> <th>作成例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位</td> <td>避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、町内会等、地域の実情に応じた適切な実施単位とする。</td> <td>紀美野町A1地区の住民は「A1町内会」を避難の単位とする。</td> </tr> <tr> <td>イ 避難先</td> <td>避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。</td> <td>避難先：B市B1地区にあるB市立B1高校体育館</td> </tr> <tr> <td>ウ 一時集合場所及び集合方法</td> <td>避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。</td> <td>集合場所：紀美野町A1地区の紀美野町立A1小学校グラウンドに集合する。集合に当たっては、原則として徒歩とし、必要に応じて、自転車等を使用するものとする。災害時要援護者については自動車等の使用を可とする。</td> </tr> <tr> <td>エ 集合時間</td> <td>避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。</td> <td>バスの発車時刻：○月○日15：20、15：40、16：00</td> </tr> </tbody> </table>	項目	留意事項	作成例	ア 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位	避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、町内会等、地域の実情に応じた適切な実施単位とする。	紀美野町A1地区の住民は「A1町内会」を避難の単位とする。	イ 避難先	避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。	避難先：B市B1地区にあるB市立B1高校体育館	ウ 一時集合場所及び集合方法	避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。	集合場所：紀美野町A1地区の紀美野町立A1小学校グラウンドに集合する。集合に当たっては、原則として徒歩とし、必要に応じて、自転車等を使用するものとする。 災害時要援護者 については自動車等の使用を可とする。	エ 集合時間	避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。	バスの発車時刻：○月○日15：20、15：40、16：00	<p>2 避難実施要領の策定</p> <p>(1) 避難実施要領の策定</p> <p>町長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。</p> <p>その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。</p> <p>避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。</p> <p>【避難実施要領に定める事項(法定事項)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項 ・避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項 ・その他避難の実施に関し必要な事項 <p>【避難実施要領の策定の留意点】</p> <p>避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、県計画に記載される市町村の計画作成の基準の内容に沿った記載を行うことを基本とする。ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を簡条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものとすることもあり得る。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>留意事項</th> <th>作成例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位</td> <td>避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、町内会等、地域の実情に応じた適切な実施単位とする。</td> <td>紀美野町A1地区の住民は「A1町内会」を避難の単位とする。</td> </tr> <tr> <td>イ 避難先</td> <td>避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。</td> <td>避難先：B市B1地区にあるB市立B1高校体育館</td> </tr> <tr> <td>ウ 一時集合場所及び集合方法</td> <td>避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。</td> <td>集合場所：紀美野町A1地区の紀美野町立A1小学校グラウンドに集合する。集合に当たっては、原則として徒歩とし、必要に応じて、自転車等を使用するものとする。避難行動要支援者については自動車等の使用を可とする。</td> </tr> <tr> <td>エ 集合時間</td> <td>避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。</td> <td>バスの発車時刻：○月○日15：20、15：40、16：00</td> </tr> </tbody> </table>	項目	留意事項	作成例	ア 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位	避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、町内会等、地域の実情に応じた適切な実施単位とする。	紀美野町A1地区の住民は「A1町内会」を避難の単位とする。	イ 避難先	避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。	避難先：B市B1地区にあるB市立B1高校体育館	ウ 一時集合場所及び集合方法	避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。	集合場所：紀美野町A1地区の紀美野町立A1小学校グラウンドに集合する。集合に当たっては、原則として徒歩とし、必要に応じて、自転車等を使用するものとする。 避難行動要支援者 については自動車等の使用を可とする。	エ 集合時間	避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。	バスの発車時刻：○月○日15：20、15：40、16：00
項目	留意事項	作成例																														
ア 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位	避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、町内会等、地域の実情に応じた適切な実施単位とする。	紀美野町A1地区の住民は「A1町内会」を避難の単位とする。																														
イ 避難先	避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。	避難先：B市B1地区にあるB市立B1高校体育館																														
ウ 一時集合場所及び集合方法	避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。	集合場所：紀美野町A1地区の紀美野町立A1小学校グラウンドに集合する。集合に当たっては、原則として徒歩とし、必要に応じて、自転車等を使用するものとする。 災害時要援護者 については自動車等の使用を可とする。																														
エ 集合時間	避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。	バスの発車時刻：○月○日15：20、15：40、16：00																														
項目	留意事項	作成例																														
ア 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位	避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、町内会等、地域の実情に応じた適切な実施単位とする。	紀美野町A1地区の住民は「A1町内会」を避難の単位とする。																														
イ 避難先	避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。	避難先：B市B1地区にあるB市立B1高校体育館																														
ウ 一時集合場所及び集合方法	避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。	集合場所：紀美野町A1地区の紀美野町立A1小学校グラウンドに集合する。集合に当たっては、原則として徒歩とし、必要に応じて、自転車等を使用するものとする。 避難行動要支援者 については自動車等の使用を可とする。																														
エ 集合時間	避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。	バスの発車時刻：○月○日15：20、15：40、16：00																														

旧

新

オ 集合に当たっ ての留意事項	集合後の避難住民の確認要領のほか、自治会内や近隣住民間での安否確認、 要避難支援者 への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。	集合に当たっては、 高齢者、障害者等要避難援護者 の所在を確認して避難を促すとともに、集合後は、避難の単位ごとに不在確認を行い、残留者等の有無を確認する。
カ 避難の手段及び避難の経路	集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。	集合後は、〇〇鉄道〇〇駅から、〇月〇日の15:30から10分間隔で運行するB市B1駅行きの電車で避難を行う。B市B1駅に到着後は、B市及び紀美野町職員の誘導に従って、徒歩でB市立B1高校体育館に避難する。
キ 町職員、消防職団員の配置等	避難住民の誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係町職員、消防職団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。	
ク 高齢者、障害者 その他特に配慮を要する者 への対応	高齢者、障害者、乳幼児等、 自ら避難することが困難な者 の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。	誘導に際しては、高齢者、障害者、乳幼児等、 自ら避難することが困難な者 を優先的に避難させるものとする。また、民生委員、自主防災組織及び自治会等に、避難誘導の実施に協力してもらうよう呼びかける。
ケ 要避難地域における残留者の確認	要避難地域に残留者がいないよう、残留者の確認方法を記載する。	避難の実施時間の後、速やかに、残留者の有無を確認する。避難が遅れている者に対しては、早急な避難を行うよう説得する。避難誘導中に避難者リストを作成する。
コ 避難誘導中の食料等の支援	避難誘導中に避難住民へ、食料・水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載する。	避難誘導要員は、〇月〇日18:00に避難住民に対して、食料・水を供給する。集合場所及び避難先施設においては、救護所を設置し、適切な医療を提供する。
サ 避難住民の携行品、服装	避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。	携行品は、3日分の飲料水や食料品、小銭、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底のしっかりした運動靴を履くようにする。なお、NBC災害の場合には、マスク、手袋及びハンカチを持参し、皮膚の露出を避ける服装とする。
シ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等	問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。	緊急連絡先：紀美野町対策本部 TEL 073-489-8111 (担当〇〇〇〇)

オ 集合に当たっ ての留意事項	集合後の避難住民の確認要領のほか、自治会内や近隣住民間での安否確認、 避難行動要支援者 への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。	集合に当たっては、 避難行動要支援者 の所在を確認して避難を促すとともに、集合後は、避難の単位ごとに不在確認を行い、残留者等の有無を確認する。
カ 避難の手段及び避難の経路	集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。	集合後は、〇〇鉄道〇〇駅から、〇月〇日の15:30から10分間隔で運行するB市B1駅行きの電車で避難を行う。B市B1駅に到着後は、B市及び紀美野町職員の誘導に従って、徒歩でB市立B1高校体育館に避難する。
キ 町職員、消防職団員の配置等	避難住民の誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係町職員、消防職団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。	
ク 高齢者、障害者 等要配慮者 への対応	高齢者、障害者、乳幼児等、 要配慮者 の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。	誘導に際しては、高齢者、障害者、乳幼児等、 要配慮者 を優先的に避難させるものとする。また、民生委員、自主防災組織及び自治会等に、避難誘導の実施に協力してもらうよう呼びかける。
ケ 要避難地域における残留者の確認	要避難地域に残留者がいないよう、残留者の確認方法を記載する。	避難の実施時間の後、速やかに、残留者の有無を確認する。避難が遅れている者に対しては、早急な避難を行うよう説得する。避難誘導中に避難者リストを作成する。
コ 避難誘導中の食料等の支援	避難誘導中に避難住民へ、食料・水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載する。	避難誘導要員は、〇月〇日18:00に避難住民に対して、食料・水を供給する。集合場所及び避難先施設においては、救護所を設置し、適切な医療を提供する。
サ 避難住民の携行品、服装	避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。	携行品は、3日分の飲料水や食料品、小銭、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底のしっかりした運動靴を履くようにする。なお、NBC災害の場合には、マスク、手袋及びハンカチを持参し、皮膚の露出を避ける服装とする。
シ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等	問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。	緊急連絡先：紀美野町対策本部 TEL 073-489-8111 (担当〇〇〇〇)

	旧	新
P53	<p>資料編・避難施設一覧</p> <p>(2) 避難実施要領の策定の際における考慮事項 避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。 ア～オ【略】 カ 要援護者の避難方法の決定（避難支援プラン、災害時要援護者支援班の設置） キ～コ【略】</p> <p>(3) 避難実施要領の内容の伝達等 町長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。 また、町長は、直ちに、その内容を町の他の執行機関、消防長、警察署長等及び自衛隊和歌山地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。さらに、町長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。</p> <p>資料編・避難実施要領のパターン作成に当って</p>	<p>資料編・避難施設一覧</p> <p>(2) 避難実施要領の策定の際における考慮事項 避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。 ア 避難の指示の内容の確認 カ 要配慮者の避難方法の決定（避難支援プラン、避難行動要支援者支援班の設置）</p> <p>(3) 避難実施要領の内容の伝達等 町長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。 また、町長は、直ちに、その内容を町の他の執行機関、消防長、警察署長等及び自衛隊和歌山地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。さらに、町長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。</p> <p>資料編・避難実施要領のパターン作成に当って</p>
P54	<p>3 避難住民の誘導</p> <p>(1) 町長による避難住民の誘導【略】</p> <p>(2) 消防機関の活動 消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、町長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な災害時要援護者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。 消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、災害時要援護者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。</p>	<p>3 避難住民の誘導</p> <p>(1) 町長による避難住民の誘導【略】</p> <p>(2) 消防機関の活動 消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、町長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。 消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。</p>

	旧	新
	<p>(3) ～ (5) 【略】</p> <p>(6) 高齢者、障害者等への配慮</p> <p>町長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、災害時要援護者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、災害時要援護者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする（また、「避難支援プラン」を策定している場合には、当該プランに沿って対応を行う。その際、民生委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。）。</p> <p>（ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。）</p> <p>(7) ～ (13) 【略】</p>	<p>(3) ～ (5) 【略】</p> <p>(6) 避難行動要支援者への配慮</p> <p>町長は、避難行動要支援者の避難を万全に行うため、避難行動要支援者支援班を設置し、避難支援等関係者と協力して、避難行動要支援者台帳及び個別計画をもとに避難させるものとする（また、「避難支援プラン」を策定している場合には、当該プランに沿って対応を行う。その際、避難支援等関係者との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。）。</p> <p>（ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。）</p> <p>(7) ～ (13) 【略】</p>
P56	4 武力攻撃事態等における避難の類型と対応 【略】	4 武力攻撃事態等における避難の類型と対応 【略】
P59	第5章 救援	第5章 救援
	1～2 【略】	1～2 【略】
	3 救援の内容	3 救援の内容
	(1) 救援の基準等	(1) 救援の基準等
	町長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。	町長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。
	町長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、 厚生労働大臣 に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。	町長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、 内閣総理大臣 に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。
P62	(2) ～ (3) 【略】	(2) ～ (3) 【略】
	第6章 安否情報の収集・提供	第6章 安否情報の収集・提供
	1～2 【略】	1～2 【略】
P63	2 県に対する報告	2 県に対する報告
	町は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。	町は、県への報告に当たっては、原則として、 安否情報システムを利用する。ただし、安否情報システムを利用できない場合は、 安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。
	資料編 ・武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令	資料編 ・武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令
	3 安否情報の照会に対する回答	3 安否情報の照会に対する回答
	(1) ～ (3) 【略】	(1) ～ (3) 【略】
P54	4 日本赤十字社に対する協力 【略】	4 日本赤十字社に対する協力 【略】
P65	第7章～第8章 【略】	第7章～第8章 【略】

	旧	新
P74	<p>第9章 保健衛生の確保その他の措置</p> <p>1 保健衛生の確保</p> <p>町は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。</p> <p>(1) 保健衛生対策</p> <p>町は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。この場合において、<u>高齢者、障害者その他特に配慮を要する者</u>の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。</p> <p>(2) ～ (5) 【略】</p>	<p>第9章 保健衛生の確保その他の措置</p> <p>1 保健衛生の確保</p> <p>町は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。</p> <p>(1) 保健衛生対策</p> <p>町は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。この場合において、<u>避難行動要支援者</u>の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。</p> <p>(2) ～ (5) 【略】</p>
P76	第10章～第11章【略】	第10章～第11章【略】
P79	第4編～第5編【略】	第4編～第5編【略】